

山梨県ラグビーフットボール協会規約

第一章 総則

第 1 条 本協会は山梨県ラグビーフットボール協会と称する。

第 2 条 本協会は事務局を山梨学院大学和戸ラグビー場クラブハウス内に置く。

第二章 目的及び事業

第 3 条 本協会は関東ラグビーフットボール協会ならびに山梨県体育協会の下部組織として、山梨県におけるラグビーフットボールの中枢機関となり、競技の健全な発達、及びその普及を図るとともに、県民体力の向上とアマチュアスポーツの精神の昂揚を図ることを目的とする。

第 4 条 本協会は前条の目的のために次の事業を行う。

1. 競技会の開催、及びその管理。
2. 競技会の指導、及び斡旋。
3. 競技規則の解説、及びその普及。
4. レフリーの養成、指導、及び派遣。
5. 競技資料、及び施設資材の配給、斡旋。
6. ラグビーフットボールに関する調査、研究、及び情報の収集。
7. 記録の収録、及び保管その保存。
8. 競技者の保健、事故防止、救護、その他体育医事に関する事項。
9. ラグビーフットボールの宣伝、及び普及。
10. その他協会の目的に必要な一切の事項。

第三章 委員

第 5 条 委員は本協会を構成する各加盟団体より各1名を選出する。各団体の代表者がその任にあたり、本協会の総会に参加して決議権を有する。

第四章 役員

第 6 条 本協会は次の役員を置く。

会 長	1 名	副会長	若干名	理事長	1 名
副理事長	若干名	理 事	若干名	監 事	2 名

前項のほかに次の役員を置くことができる。

名誉会長	1 名	顧 問	若干名	参 与	若干名
------	-----	-----	-----	-----	-----

第 7 条 前条の役員の選出は次のごとく行う。

1. 会長は理事会で推挙し総会で選出する。
2. 副会長は会長の指名により総会の承認を得る。
3. 理事長は理事会において互選する。
4. 副理事長は理事長の指名により、理事会での承認を得る。
5. 理事は各専門委員会より若干名選出する。その他、若干名の会長推薦理事をおくことができる。
6. 事務局長・会計及び監事は会長の推薦により総会で承認を得る。

第五章 役員の業務及び任期

第 8 条 会長は本協会の事務を総理し、本協会を代表する。

第 9 条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

第 10 条 理事長は会務を掌理し、本協会の運営上の一切の業務を処理する。

第 11 条 事務局長は理事会の決議に基づき日常の事務を処理する。

第 12 条 会計は本協会の会計にたずさわる。

第 13 条 監事は会計を監査する。

第 14 条 顧問及び参与は本協会の目的たる事業について、学識経験のあるものの内から理事会で推薦し、会長が委嘱する。顧問は会長の諮問に答え、参与は事業の運営に参加することができる。

第 15 条 本協会の役員の任期は、2 年とし再選を妨げない。補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。役員はその任期満了後でも後任者が就任するまではなおその職務を行う。

第六章 会議

第 16 条 総会は毎年 4 月～5 月の間に 1 回会長が招集する。但し会長が必要と認めた場合、または理事現在数の 3 分の 1 以上から、会議の目的事項を示して請求のあったときは、臨時総会を招集しなければならない。会議の議長は会長とする。

第 17 条 総会は委員現在数の 2 分の 1 以上出席しなければ会議を開き決議することができない。但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示したものは出席者と見なす。

第 18 条 総会の議事は出席者の過半数を持って決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第 19 条 総会は本協会の最高決議機関であり、規約の変更、予算、決算、事業計画その他の重要事項を審議決定する。

第 20 条 理事会は会長、副会長、理事により会長が定期的に招集し、予算、決算、事業計画等の立案および総会より委任された事項ならびにその他重要事項を審議する。

第七章 加盟団体

第 21 条 本協会の目的に賛成し、本協会の事業に協力する団体を加盟団体とする。

第 22 条 加盟団体は本協会の事業を維持するため、本協会にチーム及び個人登録をするとともに、日本協会の定めた個人登録制度に従った登録料及び、本協会の定める分担金を納入しなければならない。

第 23 条 加盟団体は次の事由によってその資格を喪失する。

1. 脱退
2. 加盟団体の解散
3. 除名

第 24 条 加盟団体が次の次号の一に該当するときは、理事会および総会の決議をもって、これを除名することができる。

1. 分担金を滞納したとき
2. 本協会の加盟団体としての義務に違反したとき
3. 本協会の名誉を傷つけ、または本協会の目的に反する行為のあったとき

第 25 条 既納の分担金はいかなる理由があってもこれを返還しない。

第八章 会計

第26条 本協会の会計は関東ラグビーフットボール協会より、支出される交付金、本協会加盟団体負担金、県または県体育協会からの補助金、本協会の目的を翼賛するものよりの寄付金、事業収入その他の収入を持って支弁する。

第27条 本協会の会計年度は毎年4月に始まり翌年3月31日に終わる。

第九章 委員会

第28条 本協会の目的たる事業達成の円滑を期するため次の委員会を設置する。

- | | | |
|-------------|----------------------|------------------|
| 1. 社会人委員会 | 2. クラブ委員会 | 3. 大学委員会 |
| 4. 高校委員会 | 5. 中学委員会 | 6. スクール委員会 |
| 7. 強化委員会 | 8. レフリー委員会 | 9. 安全対策・メディカル委員会 |
| 10. コーチ委員会 | 11. 普及委員会 | 12. 広報委員会 |
| 13. 地域委員会 | (1) 甲府市ラグビーフットボール協会 | |
| | (2) 富士五湖ラグビーフットボール協会 | |
| | (3) 甲斐市ラグビーフットボール協会 | |
| 14. レガシー委員会 | 15. 女子委員会 | |

第29条 各委員会は委員長1名と若干名の副委員長及び運営上必要な委員を会長が委嘱する。

第30条 委員会は必要に応じ理事会の決議を経て改廃することができる。

第十章 附則

1. この規約は昭和23年4月1日制定施行
2. この規約は昭和47年4月1日一部改正施行
3. この規約は昭和48年4月1日一部改正施行
4. この規約は平成3年5月12日一部改正施行
5. この規約は平成5年4月29日一部改正施行
6. この規約は平成8年4月29日一部改正施行
7. この規約は平成11年4月29日一部改正施行
8. この規約は平成12年4月30日一部改正施行
9. この規約は平成13年4月30日一部改正施行
10. この規約は平成14年4月29日一部改正施行
11. この規約は平成18年4月29日一部改正施行
12. この規約は平成26年4月29日一部改正施行
13. この規約は平成31年3月28日一部改正施行
14. この規約は令和4年4月29日一部改正施行

感謝状贈呈規定

第1条 この規程は、山梨県ラグビーフットボール協会の運営及び競技の振興に寄与した功績顕著な者に対し感謝状を贈呈するためのものである。

第2条 感謝状の贈呈は、本協会の加盟チーム及び事務局から推薦された候補について、理事会で選考し、会長が行うものとする。

第3条 感謝状は、次の各号の一に該当するものに贈呈する。

- (1) 多年にわたり本協会の運営に貢献し、その功績顕著なる者
- (2) 本協会の趣旨に賛同し、協会に金券の寄付を行った者
- (3) その他前記各号の一に準ずると認められる者

附 則 1. 3年間以上にわたって、合計金額30,000円以上の金品の寄付があること。

2. 前記に準じ、会長が必要と認めたもの。

表彰規程

第1条 この規程は、山梨県のラグビーフットボール競技の普及と発展に貢献した個人並びに団体を表彰するためのものである。

第2条 この表彰は、下記の各号のいずれかに該当するものについて、協会がこれを行う。

- (1) 功労者の表彰は、本県のラグビーフットボール競技の振興に多年にわたって貢献しその功績が顕著であるものに対して行う。
- (2) 優秀選手の表彰は、国民体育大会及び全国大会等において優秀な成績をおさめた選手及びそのチームに対して行う。
- (3) 特別表彰は、日本を代表して国際大会等に出場したものと並びに本県のラグビーフットボール競技の振興に大きく寄与した者、あるいはそのチームに対して行う。
- (4) その他前記各号の一に準ずると認められる者、又はそのチームに対して、それぞれ表彰を行うことができる。

第3条 表彰は、表彰状及び記念品を贈ってこれを行う。

第4条 表彰の選考は、理事会がこれを行う。

第5条 前年度表彰以降において死亡した者も表彰の対象として追彰することができる。

第6条 表彰は、総会において行う。ただし、必要があると認められる場合は、この限りでない。

附 則 1. 功労者表彰候補者は、年齢が満45歳以上で、10年以上の指導歴または経験を有するものであること。

2. 功労者表彰候補者が、地域委員会から推薦される場合は、所属地域協会等において、功労者表彰を受けているものであること。

